

# 国家公務員の配偶者に係る扶養手当の現状 と今後の方向性について

2022年3月2日

人事院

# 国家公務員の配偶者に係る扶養手当の見直し及び扶養手当の支給状況

- 国家公務員の給与は、民間準拠の原則により設定。国家公務員の扶養手当については、民間企業の家族手当の状況等を参考に必要な改定を実施。
- 配偶者に係る家族手当を支給する民間事業所の割合が減少傾向にあること、配偶者を扶養親族とする国家公務員が減少していること等を踏まえ平成28年に配偶者に係る手当額の見直しを勧告（平成29年4月施行）

	見直し前		見直し後（現在）
本府省課長級	13,000円		不支給
本府省室長級			3,500円
その他の職員			6,500円

↓

配偶者に係る手当額を減額したことによって生じた原資を用いて子の手当額を増額（6,500円→10,000円）

## ● 国家公務員における扶養手当の支給状況（令和3年国家公務員給与等実態調査）

受給者数	配偶者を扶養親族とする職員	子を扶養親族とする職員
121,384人(48.3%)	77,118人(30.7%)	94,195人(37.5%)

(注) ( )内は、給与法適用職員（扶養手当が支給されない指定職俸給表適用職員等を除く。）数（251,515人）に対する割合  
 ※ 扶養手当は、他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けているもの（年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者は対象外）を有する職員に支給

# 民間企業における家族手当の支給状況及び今後の方向性

## ● 民間企業における家族手当の支給状況 (令和3年職種別民間給与実態調査)

### 【家族手当の支給状況】

家族手当制度がある	家族手当の支給状況		家族手当制度がない
	配偶者に家族手当を支給する	配偶者に家族手当を支給しない	
74.1%	(74.5%) ※	(25.5%)	25.9%

※ 全事業所を100とした場合の「配偶者に家族手当を支給する」割合は55.2%

(注) ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合

### 【配偶者の収入制限の状況】

配偶者の収入による制限がある	収入制限の額				配偶者の収入による制限がない
	103万円	130万円	150万円	その他	
86.7%	(45.4%)	(36.9%)	(7.0%)	(10.6%)	13.3%

(注) 1 収入制限の有無の割合は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合

2 ( )内は、配偶者の収入による制限がある事業所を100とした割合

- 配偶者に家族手当を支給する民間企業の状況や、税制・社会保障制度の見直しの状況等を踏まえつつ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、引き続き必要な見直しを検討